

各論

第4編 社会福祉の増進

第5章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

第1節 援護行政の動向

先の大戦が終結して30年余りが経過した。この間の援護行政は,幾多の変遷を経て今日に至っている。戦後間もない時期は,630万人余りに及ぶ海外の同胞の引揚援護業務が主であったが,現在では,軍人,軍属等の戦傷病者及び戦没者遺族の援護を中心とし,海外における戦没者の遺骨の収集,未帰還者の調査,引揚者に対する援護,軍人恩給の進達,叙位叙勲に関する業務等を行っている。

戦傷病者や戦没者遺族に対する処遇については,毎年法改正を行い,給付内容の改善,対象範囲の拡大等を行い,援護施策の充実に努めているところであるが,対象者の高齢化が進行しているため,きめ細かな,内容の充実した援護施策が要請されている。

また,海外における戦没者の遺骨の収集や戦跡慰霊巡拝等については,遺族から推進方につき強い要望があり,更に中国との国交樹立に伴い増加した引揚者や一時帰国者等の援護について定着化対策の充実・強化が求められており,引き続き援護施策の充実に努める必要がある。

各論

第4編 社会福祉の増進

第5章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

第2節 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

1 戦没者の遺族の援護

先の大戦において,公務上の傷病により死亡した軍人,軍属(軍の有給雇傭人等)及び準軍属(旧国家総動員法による被徴用者及び動員学徒等)は,200万人を超える。これらの者の遺族に対しては,恩給法,戦傷病者戦没者遺族等援護法等により各種の給付が行われている。

(1) 戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護

この法律による援護は,軍人,軍属等国と使用関係にあった者又はそれに準ずる者に対し,国が使用者としての立場から行っているものであり,この法律による戦没者の遺族に対する給付には,年金たる遺族年金及び遺族給与金(以下「遺族年金等」という。)と一時金たる弔慰金の3種類がある。

遺族年金は,軍人,軍属が公務上の傷病又は勤務に関連した傷病により死亡した等の場合にその遺族(恩給法該当者を除く。)に支給され,遺族給与金は,準軍属が公務上の傷病又は勤務に関連した傷病により死亡した等の場合にその遺族に支給される。

54年3月末現在の受給人員は第4-5-1表のとおりである。

第4-5-1表 遺族年金及び遺族給与金受給者数

第4-5-1表 遺族年金及び遺族給与金受給者数
(54年3月末現在) (単位:人)

	遺 族 年 金		遺 族 給 与 金
	軍 人	軍 属	準 軍 属
総 数	33,116	59,030	39,813
先 順 位 者	27,766	54,799	35,510
後 順 位 者	5,350	4,231	4,303

厚生省援護局調べ

遺族年金等の額は逐年改善されてきており,54年においても,戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(54年法律第29号)により,先順位者の額は54年4月から3.96%引き上げられ,同年6月から更に大幅に引き上げられ,これにより月額は8万2,500円となった。また,後順位者の額も同年4月から引き上げられた。このほか,同年6月から,勤務に関連した傷病により死亡した者の遺族に支給する遺族年金等の額が,上記の額の75%相当額から75%相当額に一定額を加えた額に引き上げられた。

遺族年金等の額は,第4-5-2表のとおりである。

第4-5-2表 遺族年金及び遺族給与金の額

第4-5-2表 遺族年金及び遺族給与金の額

(単位:円)

		改正前	改正後	
			54年4月から	54年6月から
公務上の傷病により死亡した者の遺族	先順位者	852,000 (生計関係のある後順位者が2人以上ある場合 876,000)	884,000 (同 左) 908,000	990,000 (同 左) 1,002,000
	後順位者	27,600	32,400	
勤務に関連した傷病により死亡した者の遺族	先順位者	651,000 (生計関係のある後順位者が2人以上ある場合 675,000)	675,000 (同 左) 699,000	781,000 (同 左) 793,000
	後順位者	20,700	24,300	25,000

厚生省援護局調べ

54年の法改正により,上記遺族年金等の増額のほかに,第1款症の障害年金等受給者が,その障害年金等の支給事由である傷病以外の事由により死亡(平病死)した場合にその遺族に支給する遺族年金等の額を,恩給法上これに相当する増加非公死扶助料等の額まで引き上げることとした。また,再婚したことにより遺族年金等の給付対象とならなかった戦没者の妻,父母等で,21年2月1日から27年4月29日までに再婚し,28年7月30日までに再婚を解消したもののうち,生別(離婚等)により再婚を解消した者については40年以降,死別により再婚を解消した者については42年以降において戦傷病者戦没者遺族等援護法の遺族となった者に対して,特例的に遺族年金等を支給することとした。

弔慰金は,軍人,軍属及び準軍属(以下「軍人軍属等」という。)が公務上の傷病又は勤務に関連した傷病により16年12月8日以後に死亡した場合にその遺族に支給され,その額は5万円(10年償還の国債)である。

54年3月末までの支給件数は,軍人181万4,678件,軍属13万9,251件,準軍属11万8,905件で総数207万2,834件となっている。

(2) 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による援護

公務上の傷病又は勤務に関連した傷病により死亡した軍人軍属等の妻であって,48年4月1日に遺族年金,公務扶助料等の遺族給付を受ける権利を有する者には,その置かれた特別の事情に対する慰藉を目的として,特別給付金(20万円,10年償還の国債)が支給される。また,この特別給付金を受ける権利を取得した戦没者等の妻が,その後10年を経過した時点で引き続き遺族給付を受けている場合には,継続して特別給付金(60万円,10年償還の国債)が支給される(第4-5-3表)。

第4-5-3表 特別給付金等の種類

第4-5-3表 特別給付金等の種類

	金額	給付の種類	支給件数 (54年3月末現在)
戦没者等の妻に対する特別給付金	20万円	10年償還無利子の記名国債	418,844
	60万円	10年償還無利子の記名国債	382,248
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金	3万円	10年償還無利子の記名国債	663,084
	20万円	10年償還無利子の記名国債	925,862
	12万円	6年償還無利子の記名国債	—
戦没者の父母等に対する特別給付金	10万円	5年償還無利子の記名国債	16,566
	30万円	5年償還無利子の記名国債	14,368
	60万円	5年償還無利子の記名国債	5,148
戦傷病者等の妻に対する特別給付金	10万円 (2-5款症の戦傷病者等の妻には5万円)	10年償還無利子の記名国債	117,732
	30万円 (2-5款症の戦傷病者等の妻には15万円)	10年償還無利子の記名国債	42,604
	5万円 (2-5款症の戦傷病者等の妻には2万5,000円)	5年償還無利子の記名国債	—

厚生省援護局調べ

54年の法改正により、公務上の傷病又は勤務に関連した傷病により死亡した満洲青年移民の妻にこれらの特別給付金を支給することとした。

(3) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法による援護

公務上の傷病又は勤務に関連した傷病により死亡した軍人軍属等の遺族で、50年4月1日において同一の戦没者につき遺族年金、公務扶助料等の遺族給付を受ける権利を有する者がいないものには、国が遺族に対して改めて弔慰の意を表わすことを目的として、特別弔慰金(20万円、10年償還の国債)が支給される(第4-5-3表)。

54年の法改正により、50年4月1日から54年3月31日までの間に遺族給付を受ける権利を有する者がいなくなった戦没者の遺族及び判任文官等であった戦没者等の遺族で54年4月1日において公務扶助料を受ける権利を有する者がいないものに対して、新たに特別弔慰金(12万円、6年償還の国債)が支給されることとなった。

(4) 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法による援護

公務上の傷病又は勤務に関連した傷病により死亡した軍人軍属等の父母又は祖父母のうち、戦没者の死亡当時に戦没者以外に氏を同じくする子も孫もなく、更に48年4月1日までに氏を同じくする自然血族の子も孫も有することのなかったもので、同日において遺族年金、公務扶助料等の遺族給付を受ける権利を有するものには、その置かれた特別の事情に対する慰籍を目的として、特別給付金(10万円、5年償還の国債)が支給される。この特別給付金を受ける権利を取得した父母等がその後5年を経過した時点において、引き続き遺族給付を受ける権利を有し、かつ、その間に氏を同じくする自然血族の子も孫も有するに至らなかった場合には、継続して特別給付金(30万円、5年償還の国債)が支給される。また、この30万円の特別給付金を受ける権利を取得した父母等が、その後5年を経過した時点において上記の条件を満たしている場合には、再継続して特別給付金(60万円、5年償還の国債)が支給される(第4-5-3表)。

54年の法改正により、公務上の傷病又は勤務に関連した傷病により死亡した満洲青年移民の父母又は祖父母に、これらの特別給付金を支給することとした。

(5) 戦没者遺族相談員制度

戦没者遺族の福祉の一層の増進を図るため、戦没者遺族相談員の制度が設けられている。全国で1,410人の民間人が厚生大臣から委託を受け、戦没者遺族の相談に応じ、また戦没者遺族の援護のために必要な指導を行う業務を行っている。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

各論

第4編 社会福祉の増進

第5章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

第2節 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

2 戦傷病者の援護

先の大戦において,公務上又は勤務に関連して負傷し又は疾病にかかり,今なお障害を有する軍人軍属等であった者は,約15万6,000人に及ぶ。これらの戦傷病者に対する援護は,戦傷病者戦没者遺族等援護法,恩給法等による年金給付及び戦傷病者特別援護法による医療給付等の双方の面から行われている。また,これらの者の妻に対しては,戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法により,特別給付金が支給されている。

(1) 戦傷病者戦没者遺族等援護法による援護

この法律により戦傷病者(恩給法該当者を除く。)に障害年金又は障害一時金が支給されている。54年3月末現在の障害年金の受給者数は,軍人389人,軍属2,709人,準軍属2,861人で総数5,959人である。また,54年3月末までに障害一時金を受けた者は658人である。

54年の法改正により,障害年金及び障害一時金の額は,54年4月から3.96%引き上げられ,同年6月から不具廃疾の程度に応じて更に4万円から12万円の範囲で引き上げられた。この結果,例えば,第1項症の程度の障害を有する戦傷病者に対する年金額は,同年4月から311万円に,同年6月から323万円になった。また,障害年金の扶養親族加給の額は,同年4月から,配偶者については10万8,000円に,その他の親族2人までについては1人につき3万2,400円(配偶者がいない場合は,そのうち1人に限り6万6,000円)に引き上げられた。第2項症以上の重度の戦傷病者に対する障害年金の特別加給の額も,同年6月から18万円に引き上げられた。

(2) 戦傷病者特別援護法による援護

戦傷病者には,戦傷病者手帳が交付され(54年3月末現在15万6,204人),次のような援護が行われている。

ア 療養の必要があると認定した者に療養の給付を行う(54年3月末現在の受給者数7,348人)。

イ 長期入院患者に療養手当を支給する。この額は54年4月から月額1万6,500円になった(54年3月末の受給者数84人)。

ウ 療養の給付を受けている者が死亡した場合,その遺族に葬祭費を支給する。支給額は,54年4月から8万円になった(53年度の支給件数147件)。

エ 更生するため医療の必要があると認定した者に更生医療の給付を行う。

オ 補装具の支給及び修理を行う(53年度の総件数6,521件)。

カ 重度戦傷病者を国立保養所に収容する。

キ 戦傷病者及びその介護者が日本国有鉄道の鉄道又は連絡船を利用する場合に無賃の取扱いをする(53年度の乗車券引換証交付人員13万1,368人)。

なお、戦傷病者がこの法律による無賃乗車制度を利用する際の特急料金についても53年9月1日から免除の取扱いがなされている。

また、54年度においては、52、53年度の両年度において全戦傷病者を対象として実施したトロトラスト検診の結果、トロトラスト沈着者と判明した者に対して、健康管理のため年2回の定期検査を実施するとともに、専門委員会を設置し、生活指導要領、治療指針の作成等を行うことにしている。トロトラストに起因する疾病については、必要な医療の給付を行うほか、その障害の程度に応じて年金の支給等の援護措置が行われる。

その他、この法律により、戦傷病者の更生や職業その他生活上の問題について、戦傷病者の相談相手となって必要な助言指導を行う戦傷病者相談員の制度が設けられており、現在全国で940人の民間人が厚生大臣からの委託を受けて活動している。

(3) 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法による援護

公務上又は勤務に関連した傷病により、48年4月1日において障害年金、増加恩給等の年金給付を受けていた者の妻又は同日において障害一時金、傷病賜金等の一時給付を受けたことがある者の妻には、戦傷病者等の妻として置かれた特別の事情に対する慰籍を目的として特別給付金(障害の程度に応じて10万円又は5万円、10年償還の国債)が支給される。また、戦傷病者等の妻がこの特別給付金を受ける権利を取得し、その後10年を経過した時点において夫である戦傷病者等が引き続き年金給付を受けている等の場合には、継続して特別給付金(障害の程度に応じて30万円又は15万円、10年償還の国債)が支給される(第4-5-3表)。

54年の法改正により、48年4月2日から54年4月1日までの間に事後重症により障害年金、増加恩給等の年金給付又は障害一時金等の一時給付を受けることとなった戦傷病者等の妻又はこの間に障害年金等受給権者である戦傷病者等と婚姻したことにより戦傷病者等の妻となった者に対して、新たに特別給付金(障害の程度に応じて5万円又は2万5,000円、5年償還の国債)が支給されることとなった。

各論

第4編 社会福祉の増進

第5章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

第2節 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

3 全国戦没者追悼式

先の大戦において死亡した300万人余りの軍人,軍属,準軍属及び一般市民に追悼の誠をささげるため,政府は38年から毎年8月15日に全国戦没者追悼式を挙行している。

53年の式典は,天皇皇后両陛下御臨席の下に,東京北の丸公園の日本武道館において,全国の戦没者遺族代表をはじめ,国会,政府,その他各界の代表等約6,800人が参列して厳粛にとり行われた。

各論

第4編 社会福祉の増進

第5章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

第2節 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

4 海外戦没者遺骨収集等

(1) 海外戦没者遺骨収集

海外戦没者の遺骨収集については,27年度から32年度までの第1次計画,42年度から47年度までの第二次計画,次いで48年度から50年度までの第三次計画に基づいて,それぞれ旧主要戦域に遺骨収集団を派遣して実施してきたところである。

51年度以降は,計画期間中入域不許可等の事情から遺骨収集の目的が十分に果たせなかった地区及び新たにもたらされた確度の高い情報に基づいた地区について遺骨収集を行うこととしている。53年度において実施した地域は次のとおりである。

マリアナ諸島(2回)

フィリピン

エニウェトク環礁

パラオ諸島(調査)

沖縄

硫黄島(2回)

なお,54年度は,マリアナ諸島,フィリピン,パプア・ニューギニア(沈船調査),沖縄,硫黄島において遺骨収集を実施する予定である。

(2) 慰霊巡拝

遺骨収集事業の特殊性からすべての遺骨を完全に収集することは事実上不可能であるところから,遺族の要望にこたえるため,旧主要戦域となった陸上及び遺骨収集の望めない海上における戦没者を対象として,51年度から計画的に慰霊巡拝を行っている。

53年度に実施した地域は次のとおりである。

中部太平洋(マーシャル,ギルバート両諸島)

アリューシャン列島(アッツ,キスカ両島)

インドネシア

インド

沖縄

なお,54年度は,中国,ビスマーク・ソロモン両諸島,フィリピン,ビルマ,南西諸島,硫黄島において実施する予定である。

(3) 戦没者慰霊碑の建立

戦没者慰霊碑については,旧主要戦域の中心となるべき地域に逐次建立することとし,45年度には硫黄島に「硫黄島戦没者の碑」を建立したのをはじめとして,47年度にはフィリピンのカリラヤに「比島戦没者の碑」を,48年度にはサイパン島に「中部太平洋戦没者の碑」をそれぞれ建立した。

また,52年度から2年計画で建設を進めていた沖縄戦没者墓苑が53年度に竣工した。

なお,54年度は,ビルマ,ラバウルの2か所に戦没者慰霊碑を建立する予定である。

各論

第4編 社会福祉の増進

第5章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

第2節 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

5 戦没者に対する叙位叙勲等

39年1月7日の閣議決定により,戦没者に対する叙位及び叙勲の事務が再開されている。

これらの叙位及び叙勲の対象となる者は,先の大戦に関する勤務に従事し,これに関連して死亡した軍人,軍属等で,その総数は,叙位対象者約8万余人,叙勲対象者は叙位を伴うものを含め約212万人の見込みである。このうち,54年3月第124回発令まで約202万人に対して叙位又は叙勲が行われた。

また,軍人,軍属のうち,定例叙勲発令済みの者約50万人に対し,45年度より勲記,勲章の伝達を開始され,54年3月までに約36万人に対して賞賜物件の伝達が行われ,更に,定期(臨時)叙位発令済みの者約36万人に対する位記の伝達は47年度から開始され,54年3月までに約26万人に対し位記の伝達が行われた。

各論

第4編 社会福祉の増進

第5章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

第3節 未帰還者の調査と引揚者の援護

1 未帰還者の調査

先の大戦の終結により海外残留を余義なくされた未帰還者は,54年3月末現在で1,951人となっている。その地域別内訳は,中国1,536人,ソ連228人,南方89人,北朝鮮98人である。

53年度における調査究明の結果,死亡報告を行った者27人,戦時死亡宣告の審判が確定した者33人,帰還した者299人,その他5人の計364人が減少し,一方,新たに156人が未帰還者としては握された。この結果,未帰還者数は,52年度末より208人減少した。

未帰還者の調査は,帰還者から情報の提供を受けるほか,外交折衝,赤十字ルート等による話合いによって行っている。未帰還者の多い中国については,47年の日中国交正常化以後,調査が著しく進展し,多くの者の消息を明らかにすることができた。

また,中国においては,幼小時に終戦の混乱の中で肉親と生別又は死別し,自分の身元を知らないまま成人した者,いわゆる「中国残留孤児」が多数にのぼっている。これらの孤児から寄せられた身元調査依頼は,日中国交正常化以後約700件に及んでいるが,調査の結果,このうち320人余りの身元を確認することができた。

各論

第4編 社会福祉の増進

第5章 戦没者の遺族,戦傷病者等の援護

第3節 未帰還者の調査と引揚者の援護

2 引揚者等の援護

最近における海外からの引揚者等は,主として中国から本邦への永住を目的とする引揚者及び墓参,親族訪問等を目的とする一時帰国者である。

中国からの引揚者等に対して,次のような援護措置を講じている。すなわち,中国の居住地から帰郷地までの旅費(一時帰国者に対しては往復の旅費)等を負担するほか,帰国後における生活困窮者に対して生活の保護を行い,身元引受人の経済的負担がないように措置している。また,引揚者に対しては,帰還手当を支給するほか,定着後の援護として日本語習得のための語学教材の支給,社会生活に早期適応させるための引揚者生活指導員の派遣,就職のあっせん等の援護措置を講じている。

54年度からは,一時帰国経験者があらためて永住を目的として帰国を希望する場合にも,援護措置を講じることとしたほか,帰国時におけるオリエンテーションの実施及び地方公共団体関係援護機関連絡会議の設置助成を行い,引揚者等に対する援護対策の強化を図ることとしている。
